

For New Technology Network

NTN[®]

(第 119 期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第119期 報告書

平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで

NTN 株式会社

証券コード 6472

Mission (存在目的)

新しい技術の創造と新商品の開発を通じて 国際社会に貢献する

(For New Technology Network : 新しい技術で世界を結ぶ)

Values (基本的価値観)

1. 独創的技術の創造
2. 客先及び最終消費者に適合した付加価値技術及びサービスの提供
3. 着実な業績の伸長の下での社員の生活向上、株主への利益還元、社会への貢献
4. グローバリゼーションの推進と国際企業にふさわしい経営・企業形態の形成

目次

ごあいさつ	1	個別注記表	43
(第119期定時株主総会招集ご通知添付書類)		連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	50
事業報告	2	会計監査人の監査報告書 謄本	51
連結貸借対照表	28	監査役会の監査報告書 謄本	52
連結損益計算書	29	(ご参考)	
連結株主資本等変動計算書	30	トピックス	54
連結キャッシュ・フロー計算書(要旨)(ご参考)	31	株主メモ	
連結注記表	32		
貸借対照表	40		
損益計算書	41		
株主資本等変動計算書	42		

※事業報告中のグラフをはじめ(ご参考)として記載している内容は、株主の皆様にご理解いただくために、法律に定めのあるものに加えて記載しているものであります。

ごあいさつ

株主の皆様へ

株主の皆様には益々ご清栄のことと
拝察申しあげます。平素は格別のご高配
を賜り、厚く御礼申しあげます。

ここに、当社の第119期（平成29年度）
報告書をお届けいたします。

株主の皆様には今後ともご支援とご
鞭撻を賜りますようよろしくお願い
いたします。

代表取締役社長

大久保 博司



1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における日本経済は、雇用・所得環境の改善等から、緩やかな回復が続きました。海外においては、米国経済は自動車生産台数が前年割れとなる中、建設機械を中心に回復が見られ総じて堅調に推移しました。欧州経済はEU離脱問題に伴う不透明感が一部で見られたものの緩やかな回復が続きました。また、中国経済は持ち直しの動きが見られ、その他新興国経済では、回復の動きが見られました。

このような環境のもと、当社グループは平成27年4月にスタートした3年間の中期経営計画「NTN100」において、本年3月に迎えた創業100周年と次の100年の持続的成長のため、「あるべき姿」に向けた変革と礎づくりを目指し、経営資源（ひと・もの・かね）を重点分野に集中する「攻める経営」、規模に依存せず価値を追求する企業へと変革する「稼ぐ経営」、経営基盤と財務基盤を強化する「築く経営」の3つを基本方針とし、諸施策を推進してまいりました。

当期の売上高は、744,372百万円（前期比8.9%増）となりました。損益につきましては、営業利益は39,608百万円（前期比11.2%増）、経常利益は31,250百万円（前期比5.6%増）となりました。なお、特別損失として独占禁止法関連損失3,710百万円、減損損失634百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は20,373百万円（前期比619.8%増）となりました。

セグメントの業績につきましては、以下のとおりであります。

[セグメント別の営業損益]

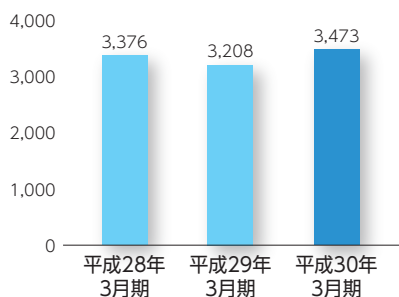
セグメント	売上高				営業利益	
	外部顧客への 売上高 (百万円)	セグメント間の 内部売上高 (百万円)	計 (百万円)	前期比 (%)	金額 (百万円)	前期比 (%)
日本	213,976	133,345	347,322	8.3	8,015	79.7
米州	194,277	4,269	198,546	3.7	7,091	△14.4
欧州	188,224	4,292	192,516	13.9	2,800	△15.4
アジア他	147,894	14,057	161,952	13.8	19,600	35.0
計	744,372	155,965	900,338	—	37,508	—
セグメント間取引消去	—	△155,965	△155,965	—	2,100	—
連結合計	744,372	—	744,372	8.9	39,608	11.2

① 日本

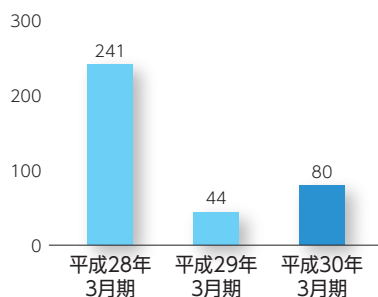
販売につきましては、補修市場向けは産業機械補修向けで増加しました。産業機械市場向けは建設機械向けや変減速機向け等で増加し、自動車市場向けは客先需要の拡大等により増加しました。この結果、売上高は347,322百万円（前期比8.3%増）となり、セグメント利益は販売増加の効果や為替の影響等により8,015百万円（前期比79.7%増）となりました。

ご参考

[売上高推移](億円)



[セグメント利益(営業利益)推移](億円)

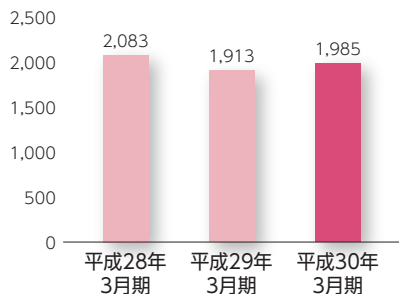


② 米州

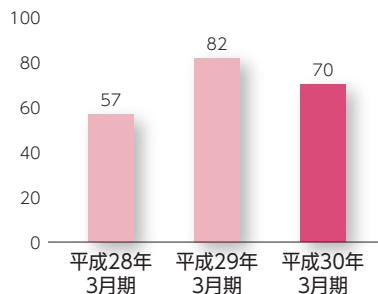
販売につきましては、補修市場向けは産業機械補修向けで増加しました。産業機械市場向けは建設機械向け等で増加しましたが、自動車市場向けは客先需要の低減等により減少しました。全体としては、売上高は198,546百万円（前期比3.7%増）となりましたが、セグメント利益は固定費の増加等により7,091百万円（前期比14.4%減）となりました。

ご参考

[売上高推移](億円)



[セグメント利益(営業利益)推移](億円)

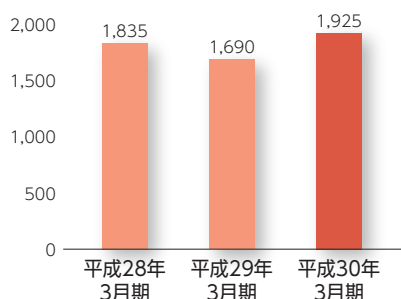


③ 欧州

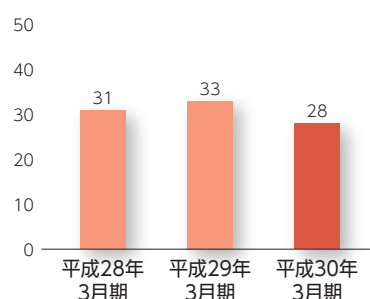
販売につきましては、補修市場向けは産業機械補修向け、及び自動車補修向けとも増加しました。産業機械市場向けは変減速機向けや農業機械向け等で増加し、自動車市場向けは客先需要の拡大等により増加しました。この結果、売上高は192,516百万円（前期比13.9%増）となりましたが、セグメント利益は固定費の増加等により2,800百万円（前期比15.4%減）となりました。

ご参考

[売上高推移] (億円)



[セグメント利益(営業利益)推移] (億円)

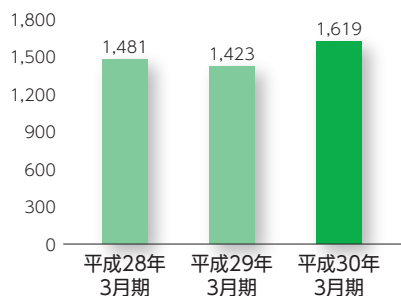


④ アジア他

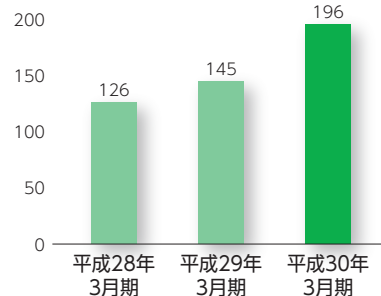
販売につきましては、補修市場向けは産業機械補修向けで増加しました。産業機械市場向けは建設機械向けや工作機械向け等で増加し、自動車市場向けは客先需要の拡大等により増加しました。この結果、売上高は161,952百万円（前期比13.8%増）となり、セグメント利益は販売増加の効果や為替の影響等により19,600百万円（前期比35.0%増）となりました。

ご参考

[売上高推移] (億円)



[セグメント利益(営業利益)推移] (億円)



事業形態別の業績につきましては、以下のとおりであります。

【事業形態別の営業損益】

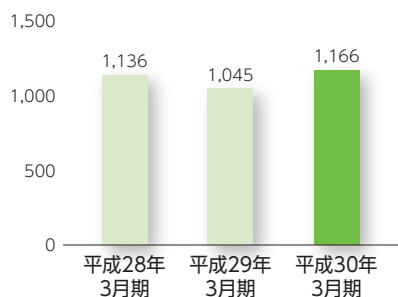
	外部顧客への売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)
補修市場向け	116,695	15,009
産業機械市場向け	119,085	2,796
自動車市場向け	508,592	21,803
連結合計	744,372	39,608

① 補修市場向け

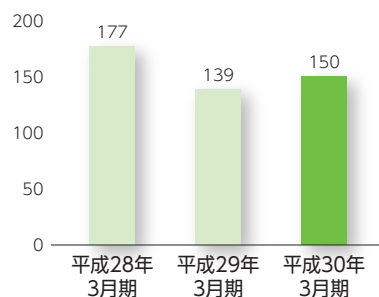
産業機械補修向け、及び自動車補修向けとも増加したことに加えて、為替の影響もあり売上高は116,695百万円（前期比11.7%増）となりました。営業利益は販売増加の効果や為替の影響等により15,009百万円（前期比7.3%増）となりました。

ご参考

[売上高推移](億円)



[営業利益推移](億円)

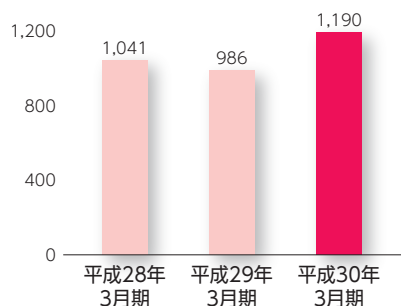


② 産業機械市場向け

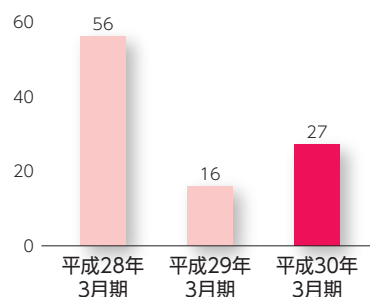
建設機械向けや変減速機向け等の増加、及び為替の影響等により売上高は119,085百万円（前期比20.8%増）となりました。営業利益は販売増加の効果や為替の影響等により2,796百万円（前期比72.4%増）となりました。

ご参考

[売上高推移] (億円)



[営業利益推移] (億円)

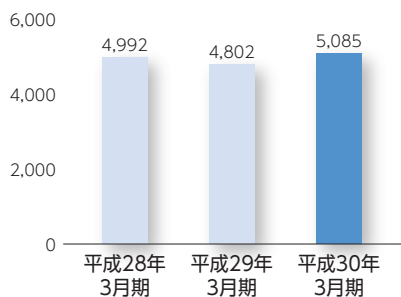


③ 自動車市場向け

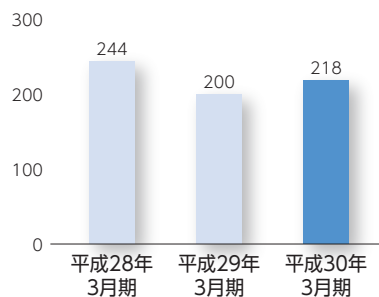
客先需要の拡大や為替の影響等により売上高は508,592百万円（前期比5.9%増）となりました。営業利益は販売増加の効果や為替の影響等により21,803百万円（前期比9.0%増）となりました。

ご参考

[売上高推移] (億円)



[営業利益推移] (億円)



(2) 設備投資の状況

当期につきましては、日本では株式会社NTN能登製作所の建屋増築及び軸受製造設備増設、当社岡山製作所の軸受製造設備増設等を行いました。

米州ではNTK PRECISION AXLE CORP.の建屋増築及び等速ジョイント製造設備増設、NTN-BOWER CORP.の等速ジョイント部品製造設備増設等を行いました。

欧州ではNTN-SNR ROULEMENTSの軸受製造設備増設、NTN TRANSMISSIONS EUROPEの等速ジョイント製造設備増設等を行いました。

アジア他地域ではNTN MANUFACTURING (THAILAND)CO.,LTD.及びNTPT CO.,LTD.の等速ジョイント製造設備増設等を行いました。

この結果、設備投資の総額は37,589百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

本年3月に10,000百万円の国内無担保普通社債を発行いたしました。

また、設備投資資金として、13,223百万円の長期借入を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

① 新中期経営計画「DRIVE NTN100」の取組み

当社は、本年3月に創業100周年を迎えましたが、次の100年においても当社の企業理念である「新しい技術の創造と新商品の開発を通じて国際社会に貢献する」企業であり続けたいと考えています。

当社グループを取り巻く外部環境として、自動車における電動化や自動運転技術の進展、産業界全般におけるIoTや人工知能（AI）の実用化、ロボット化等、大きな変化が起きています。当社グループは、新しい100年に向けた10年後の長期ビジョンとして、新たな領域に対して既存商品と新商品の双方で価値を提供できる事業構造に変革し、売上高1兆円、営業利益率10%以上、総資産回転率1.0回以上、更に為替変動による利益への影響を現状から半減させることを目指します。

この長期ビジョン達成のため、本年4月から3年間の新たな中期経営計画「**DRIVE NTN100**」(DRIVE NTN Transformation for New 100：新しい100年に向けた変革を加速する)に取組みます。最新デジタル技術と当社グループが培ってきた経営資源を融合させ、「革新的な技術・商品・サービスの開発」、「調達改革」、「生産性と品質の追求」、「資産効率の向上」を図ります。これらの実現のため次の3つの重要施策を推し進め、事業構造の変革を加速させてまいります。

1) 新たな商品・事業の創出と事業化

研究開発プロセスにAI等のデジタル技術を取り入れるとともに、自動車の電動化等、デジタル技術の進歩に伴う新たなニーズに対応した革新的な技術・商品・サービスの開発を推進します。長年開発を続けてきた**インホイールモータシステム**の事業化の一環として、本年4月に中国の電気自動車メーカーと技術ライセンス契約を締結しました。また、大阪大学に設立したNTN次世代協働研究所等の産学連携による社内外の技術・アイデアの融合の促進等を図り、新技術・新商品の開発を加速します。

2) 既存の商品・事業の利益率と投資効率の追求

新加工技術の開発と次世代の生産設備の開発によって、生産性と設備投資効率の向上を図ってまいります。来年6月からボールベアリングを量産開始予定の「和歌山製作所」(仮称)では、IoTやAIを活用した最適化・自動化、ロボット導入による省人化等、**スマートファクトリ**化を推進します。また、今後の国内の労働人口減少に伴う人手不足や人件費上昇等に対応するため、間接部門における業務自動化(RPA)や働き方改革を通じて、事業拡大を実現できる体制の構築を目指します。

3) 事業構造の変革を支える経営体制の構築

グローバル調達や集中購買等を強化するため、本年4月に調達本部を設置しました。地域内における現地調達と地域間における最適地調達の推進、発注の集約化と価格管理の強化を図るとともに、品質やコスト、納期、コンプライアンス等でサプライヤーを総合的に評価する仕組みとルールを整備します。また、資産効率の向上を目的に、新基幹ITシステムを活用したサプライチェーン管理体制の強化に取り組み、グローバルで効率的な棚卸資産の保有と、受注から納品までのリードタイム短縮を図ってまいります。更に、グローバル経営体制の構築として、企業理念の浸透やガバナンス体制の見直し、ダイバーシティの推進等に取り組みます。創業100周年を契機に、企業理念に基づく新たな行動指針「**NTNスピリット**」*を制定しました。「NTNスピリット」に基づいた行動によって企業理念を実践し、社会・ステークホルダーの皆様から必要とされる企業を目指してまいります。

* 「NTNスピリット」の詳細は本報告書56ページに掲載のトピックス 03をご参照ください。

② 法令・規則遵守のための体制強化

当社グループは、コンプライアンスの徹底を最重要課題の一つとして捉えており、法令・規則遵守のための体制強化に取り組んでおります。

<各当局の調査等の経過>

- ・当社は、昨年12月、ベアリング（軸受）の国内取引に関する独占禁止法（以下、「独禁法」といいます。）違反に係る刑事裁判において当社の上告を棄却する旨の最高裁決定を受けました。同決定を受け、当社は、同月中に公正取引委員会の排除措置命令に対する審判請求を取り下げ、課徴金納付命令（7,231百万円）に対する審判請求の内、独禁法違反の有無に関する主張を撤回しました。尚、課徴金の算定根拠については引き続き審判請求を継続しています。
- ・海外におきましては、昨年6月、韓国の連結子会社は、韓国市場における自動車用ベアリング（軸受）の一部取引に関して、韓国公正取引委員会より、無罪として審査手続を完了した旨の通知を受領しました。一方、ブラジル等の連結子会社において、当局の調査等を受けております。
- ・当社並びに当社の米国及びカナダ等の連結子会社は、他の事業者と共同してベアリング（軸受）の販売価格の引上げを決定したとして、米国及びカナダにおいて複数の民事訴訟（クラスアクション）の提起を受けております。
- ・平成26年3月の欧州委員会決定の対象となった欧州競争法違反行為に関連して、平成28年2月に当社を含む軸受メーカー8社は、英国競争審判所においてPeugeot S.A.及び同社のグループ会社 計19社（以下、「原告等」といいます。）より損害賠償額5億780万ユーロ（暫定額）を連帯して支払うよう求める訴訟の提起を受けましたが、本年4月、原告等は当社に対する本訴訟を取り下げました。

当社又は当社の関係会社は、上記と同様の訴訟等を今後提起される可能性があります。

株主の皆様には、多大なご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社グループは、今後とも法令、社会規範、倫理、社内規程等の遵守をグローバルに徹底するための体制を強化し、更に、公正・誠実な競争による事業活動を推進してまいります。

<体制強化>

- ・独禁法及び下請代金支払遅延等防止法遵守の徹底のため、「公正取引監察委員会」の指示の下、「公正取引推進部」を中心に活動を推進しています。
- ・公正取引推進部を傘下に置く「CSR（社会的責任）推進本部」は、企業の社会的責任に関連する部門を統括し、法規範の遵守と社会的責任を当社グループ全体で推進しています。同時に、各海外地区総支配人室「内部統制課」との連携を強化し、海外におけるコンプライアンス体制を構築・強

化しています。

- ・公正取引推進部は、社内研修等啓発活動に加え、独禁法遵守に関する自己監査、競合他社との接触を予防・監視するための事前申請等を義務付け、競合他社との接触状況の全体像を確認できる体制にしています。7月26日を「コンプライアンスを考える日」とし、独禁法遵守に係る小冊子を国内従業員へ配布し独禁法遵守意識の強化に努めています。
- ・海外におきましても、各海外地域における内部統制課との連携により、地域主体の研修、事前申請及び自己監査を行う体制を構築し、各地域の競争法に対応した遵法体制を整備しています。

この体制で、継続的な教育・啓発等の活動と、総括的な統制の強化を実施しております。

当社グループは、新しい技術の創造と新商品の開発を通じて国際社会に貢献するため、法令・規則の遵守、公正・誠実を基本に、以上の諸施策を実施することにより経営基盤の一層の強化と業務の効率化に努め、収益向上に邁進してまいります。株主の皆様には今後ともご支援とご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

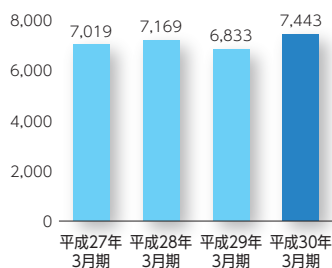
(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期	第116期 (平成27年3月期)	第117期 (平成28年3月期)	第118期 (平成29年3月期)	第119期 (当期) (平成30年3月期)
売上高 (百万円)		701,900	716,996	683,328	744,372
経常利益 (百万円)		38,868	38,211	29,604	31,250
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		23,352	15,037	2,830	20,373
1株当たり当期純利益 (円)		43.91	28.28	5.33	38.36
純資産 (百万円)		262,559	248,504	245,050	269,759
総資産 (百万円)		856,277	794,650	798,891	840,051

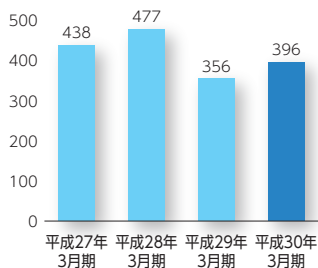
- (注) 1. 第116期は補修市場、自動車市場向け販売増及び為替の効果等により経常利益は増加しました。なお特別利益に固定資産売却益、特別損失に過年度関税等支払額、独占禁止法関連損失、関係会社整理損を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は増加しました。
2. 第117期は自動車市場向け販売増の効果はありましたが、為替差損の増加等により経常利益は減少しました。なお特別利益に固定資産売却益、持分変動利益、特別損失に仲裁裁定に伴う損失、減損損失を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は減少しました。
3. 第118期は自動車市場向け販売増の効果はありましたが、為替の影響等により経常利益は減少しました。なお特別利益に仲裁裁定に伴う損失戻入額、特別損失に独占禁止法関連損失、減損損失等を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は減少しました。
4. 第119期(当期)の状況につきましては、前記「事業の経過及び成果」のとおりであります。

ご参考 決算ハイライト

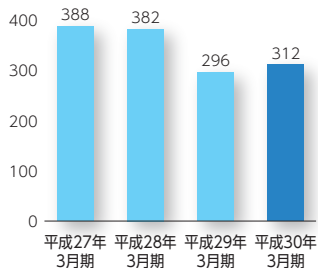
[売上高] (億円)



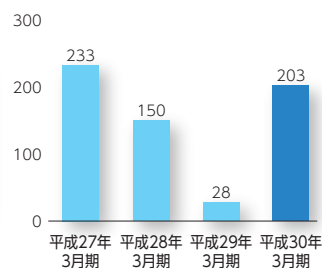
[営業利益] (億円)



[経常利益] (億円)



[親会社株主に帰属する当期純利益] (億円)



(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社 NTN 三重製作所	3,000百万円	100	軸受の製造
株式会社 NTN 金剛製作所	1,000百万円	100	軸受の製造
株式会社 NTN 宝達志水製作所	1,250百万円	100	軸受の製造
株式会社 NTN 能登製作所	1,000百万円	100	軸受の製造
株式会社 NTN 袋井製作所	1,500百万円	100	等速ジョイントの製造
株式会社 NTN 赤磐製作所	1,250百万円	100	軸受の製造
NTN 精密樹脂株式会社	100百万円	100	軸受・精密機器商品等の製造
NTN USA CORP. (アメリカ)	197,120千米ドル	100	米国子会社の統括管理
NTN BEARING CORP. OF AMERICA (アメリカ)	24,700千米ドル	※100	軸受・等速ジョイント・精密機器商品等の販売
NTN DRIVESHAFT, INC. (アメリカ)	54,580千米ドル	※100	等速ジョイントの製造
AMERICAN NTN BEARING MFG. CORP. (アメリカ)	24,330千米ドル	※100	軸受の製造
NTN-BOWER CORP. (アメリカ)	117,000千米ドル	※100	軸受の製造
NTN BEARING CORP. OF CANADA LTD. (カナダ)	20,100千カナダドル	100	軸受の製造及び軸受・等速ジョイント・精密機器商品等の販売
NTN do Brasil Produção de Semi-Eixos Ltda. (ブラジル)	164,026千ブラジルリアル	※100	等速ジョイントの製造及び販売
NTN-SNR ROULEMENTS (フランス)	123,599千ユーロ	100	軸受の製造及び販売
NTN TRANSMISSIONS EUROPE (フランス)	82,843千ユーロ	100	等速ジョイントの製造及び販売
NTN Wälzlager (Europa) G. m. b. H. (ドイツ)	14,500千ユーロ	100	軸受・等速ジョイント・精密機器商品等の販売
NTN Kugellagerfabrik (Deutschland) G. m. b. H. (ドイツ)	18,500千ユーロ	100	軸受・精密機器商品等の製造
NTN BEARING-SINGAPORE (PTE) LTD. (シンガポール)	36,000千シンガポールドル	※100	軸受・等速ジョイント・精密機器商品等の販売
NTN MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD. (タイ)	1,311,000千バーツ	※100	軸受・等速ジョイント・精密機器商品等の製造及び販売
恩梯恩 (中国) 投資有限公司 (中国)	256,545千米ドル	100	中国子会社の統括管理及び軸受・等速ジョイント・精密機器商品等の販売
南京恩梯恩精密機電有限公司 (中国)	180,000千米ドル	※100	軸受の製造及び販売
上海恩梯恩精密機電有限公司 (中国)	166,500千米ドル	※ 95	軸受・等速ジョイント部品の製造及び販売
廣州恩梯恩裕隆傳動系統有限公司 (中国)	12,500千米ドル	※ 60	等速ジョイントの製造及び販売
恩梯恩 L Y C (洛陽) 精密軸承有限公司 (中国)	73,800千米ドル	※ 50	軸受の製造及び販売

(注) 1. ※印は子会社による出資を含む比率であります。

2. 恩梯恩 L Y C (洛陽) 精密軸承有限公司は、実質支配力基準による子会社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、補修、産業機械及び自動車市場向けの軸受、等速ジョイント、精密機器商品等の製造・販売を主たる事業内容としております。

事業	主要製品
補修市場向け	ボールベアリング、ローラベアリング、ベアリングユニット、大形ベアリング、精密ベアリング、アクスルベアリング、等速ジョイント、滑り軸受、機械器具等
産業機械市場向け	ボールベアリング、ローラベアリング、ベアリングユニット、大形ベアリング、精密ベアリング、等速ジョイント、流体動圧軸受、滑り軸受、パーツフィーダ、機械器具等
自動車市場向け	ボールベアリング、ローラベアリング、アクスルベアリング、等速ジョイント、オートテンショナ、メカニカルクラッチユニット、ボールねじ駆動モジュール、精密樹脂部品等

(8) 主要な事業所及び工場

① 当社

本社	大阪市西区
国内生産拠点	桑名製作所（三重県桑名市）、長野製作所（長野県箕輪町）、磐田製作所（静岡県磐田市）、岡山製作所（岡山県備前市）
国内販売拠点	東日本支社（東京都港区）、中日本支社（名古屋市中区）、西日本支社（大阪市西区）、東京支社（東京都港区）、西関東支社（相模原市中央区）、名古屋支社（名古屋市中区）、大阪支社（大阪市西区）、広島支社（広島市南区）、九州支社（北九州市小倉北区）、関東自動車支社（東京都港区）、宇都宮自動車支社（栃木県宇都宮市）、北関東自動車支社（群馬県太田市）、東海自動車支社（愛知県安城市）、浜松自動車支社（浜松市中区）、大阪自動車支社（大阪市西区）、広島自動車支社（広島市南区）

(注) 東日本支社、中日本支社及び西日本支社は、連結子会社である株式会社NTNセールスジャパンへの業務統合に伴い、平成30年4月1日付で廃止いたしました。

② 子会社

国内生産拠点	株式会社NTN三重製作所（三重県桑名市）、株式会社NTN金剛製作所（大阪府河内長野市）、株式会社NTN宝達志水製作所（石川県宝達志水町）、株式会社NTN能登製作所（石川県志賀町）、株式会社NTN袋井製作所（静岡県袋井市）、株式会社NTN赤磐製作所（岡山県赤磐市）、NTN精密樹脂株式会社（三重県東員町）
統括拠点	NTN USA CORP. (アメリカ)
海外生産販売拠点	NTN BEARING CORP. OF AMERICA (アメリカ) NTN DRIVESHAFT, INC. (アメリカ) AMERICAN NTN BEARING MFG. CORP. (アメリカ) NTN-BOWER CORP. (アメリカ) NTN BEARING CORP. OF CANADA LTD. (カナダ) NTN do Brasil Produção de Semi-Eixos Ltda. (ブラジル) NTN-SNR ROULEMENTS (フランス) NTN TRANSMISSIONS EUROPE (フランス) NTN Wälzlager (Europa) G. m. b. H. (ドイツ) NTN Kugellagerfabrik (Deutschland) G. m. b. H. (ドイツ) NTN BEARING-SINGAPORE (PTE) LTD. (シンガポール) NTN MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD. (タイ) 恩梯恩（中国）投資有限公司（中国） 南京恩梯恩精密機電有限公司（中国） 上海恩梯恩精密機電有限公司（中国） 廣州恩梯恩裕隆傳動系統有限公司（中国） 恩梯恩 L Y C（洛陽）精密軸承有限公司（中国）

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
25,493名	828名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	86,106
株式会社みずほ銀行	32,194
農林中央金庫	32,034
日本生命保険相互会社	20,800
三菱UFJ信託銀行株式会社	18,564
株式会社静岡銀行	15,462
明治安田生命保険相互会社	11,800
株式会社百五銀行	9,500

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,800,000,000株
(2) 発行済株式の総数 532,463,527株 (自己株式 839,133株を含む)
(3) 株主数 34,604名
(4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	44,260	8.32
第一生命保険株式会社	23,278	4.37
明治安田生命保険相互会社	22,467	4.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	21,676	4.07
株式会社三菱東京UFJ銀行	21,674	4.07
N T N 共 栄 会	12,911	2.42
三菱UFJ信託銀行株式会社	11,870	2.23
日本生命保険相互会社	9,206	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	8,843	1.66
東京海上日動火災保険株式会社	6,992	1.31

- (注) 1. 持株数は千株未満を切捨てて表示しております。
2. 出資比率は自己株式数を控除して計算しております。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」が所有する当社株式566,826株は含まれておりません。
3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	大久保 博 司	
取締役副社長 (代表取締役)	井 上 博 徳	自然エネルギー商品事業部担当 人事部門管掌
常務取締役	寺 阪 至 徳	研究・技術部門・米州地区担当 品質保証本部管掌 NTN USA CORP. 取締役会長
常務取締役	大 橋 啓 二	財務本部長 総務・環境管理部担当 CSR（社会的責任）推進本部管掌
常務取締役	宮 澤 秀 彰	自動車事業本部本部長 欧州・アフリカ州地区・電動モジュール商品事業部担当 EVモジュール事業部管掌
常務取締役	後 藤 逸 司	人事部門・原価企画部・中国地区担当
取 締 役	仲 野 浩 史	CSR（社会的責任）推進本部長 内部監査・考査部担当
取 締 役	辻 秀 文	生産部門・調達・物流部担当
取 締 役	梅 本 武 彦	EVモジュール事業部長 品質保証本部担当
取 締 役	白 鳥 俊 則	経営戦略本部長
取 締 役	川 島 一 貴	産業機械事業本部本部長 複合材料商品事業部担当
取 締 役	鵜 飼 英 一	アフターマーケット事業本部・アセアン・大洋州地区・ インド・西アジア地区・NTN KOREA CO.,LTD.担当
取 締 役	和 田 彰	
取 締 役	津 田 登	東急不動産ホールディングス株式会社 社外取締役
常勤監査役	川 原 廣 治	
常勤監査役	井 山 雄 介	
監 査 役	加 護 野 忠 男	甲南大学特別客員教授 株式会社ファミリア 社外取締役
監 査 役	川 上 良	弁護士（弁護士法人大阪西総合法律事務所）

- (注) 1. 取締役和田彰、取締役津田登の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役川原廣治、監査役加護野忠男、監査役川上良の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役和田彰、取締役津田登、常勤監査役川原廣治、監査役加護野忠男、監査役川上良の5氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 常勤監査役川原廣治氏は、長年銀行において金融業務を担当しており財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成29年6月23日開催の第118期定時株主総会において、新たに鶴飼英一氏が取締役を選任され、就任いたしました。
6. 平成29年6月23日開催の第118期定時株主総会終結の時をもって、米谷福松氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 平成30年4月1日付で、以下の取締役の「担当及び重要な兼職の状況」が変更となりました。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役副社長 (代表取締役)	井 上 博 徳	複合材料商品事業部担当 人事部門管掌
常務取締役	大 橋 啓 二	財務本部・総務・環境管理部担当 CSR (社会的責任) 推進本部管掌
取 締 役	仲 野 浩 史	CSR (社会的責任) 推進本部長 内部監査部担当
取 締 役	辻 秀 文	生産部門・調達本部担当
取 締 役	川 島 一 貴	産業機械事業本部本部長 自然エネルギー商品事業部担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	給 与		賞 与		株 式 報 酬	
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額
取 締 役 (うち社外)	474百万円 (19百万円)	15名 (2名)	360百万円 (19百万円)	12名 (-)	110百万円 (-)	12名 (-)	3百万円 (-)
監 査 役 (うち社外)	62百万円 (39百万円)	4名 (3名)	62百万円 (39百万円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合 計	536百万円	19名	422百万円	12名	110百万円	12名	3百万円

- (注) 1. 株主総会決議による取締役の報酬額は年額600百万円以内であり（平成18年6月29日開催の第107期定時株主総会決議）、監査役の報酬額は年額70百万円以内であります（平成28年6月24日開催の第117期定時株主総会決議）。
2. 取締役の給与に関する人数には、平成29年6月23日開催の第118期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（社内）を含んでおります。
3. 賞与の額は、当期における役員賞与引当金繰入額であります。
4. 株式報酬の額は、当期に付与したポイントに係る費用計上額であります。

② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

1) 取締役

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「年次インセンティブ（賞与）」及び「中長期型インセンティブ（株式報酬）」により構成され、株主総会で決議された限度額の範囲内において、経営環境や会社業績、また個々の職責及び実績等を勘案し、報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会の決議によって決定致します。尚、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は「基本報酬」のみで構成されます。

2) 監査役

当社の監査役の報酬は、「基本報酬」のみで構成され、株主総会で決議された限度額の範囲内において、監査役の協議によって決定致します。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
社外取締役	津 田 登	東急不動産ホールディングス株式会社 社外取締役
社外監査役	加護野 忠 男	株式会社ファミリア 社外取締役

(注) 上記の重要な兼職先と当社間に特別な関係はありません。

② 当期における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	和 田 彰	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、必要に応じ、他の会社での豊富な経営者経験及び幅広い見識に基づき独立した立場で発言を行っております。
	津 田 登	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、必要に応じ、他の会社での豊富な経営者経験及び幅広い見識に基づき独立した立場で発言を行っております。
社外監査役	川 原 廣 治	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席、監査役会15回のうち15回に出席し、必要に応じ、金融機関の経験者としての専門的見地に基づき独立した立場で発言を行っております。
	加護野 忠 男	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席、監査役会15回のうち15回に出席し、必要に応じ、学識経験者としての専門的見地に基づき独立した立場で発言を行っております。
	川 上 良	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席、監査役会15回のうち15回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地に基づき独立した立場で発言を行っております。

(注) 1. (4)「対処すべき課題」に記載のとおり、当社は、平成24年6月、ベアリング（軸受）の国内取引に関して、独占禁止法違反の容疑で、当社元役員とともに東京地方検察庁より起訴され、平成25年3月には、公正取引委員会より排除措置命令を受けておりましたが、昨年12月、最高裁判所は当社の上告を棄却する旨の決定をし、またこれを受けて当社は公正取引委員会の排除措置命令に対する審判請求を取り下げました。社外取締役和田彰、社外取締役津田登、社外監査役川原廣治、社外監査役加護野忠男、社外監査役川上良の各氏は平素より法令遵守の観点からの助言等を行っておりますが、本件についても、その経過の中で事実確認を行い、法令遵守をより一層徹底するための体制の構築と活動の推進等について意見表明等を行うとともに、その実施状況の確認を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役和田彰、社外取締役津田登、社外監査役川原廣治、社外監査役加護野忠男、社外監査役川上良の5氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	114百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	182百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 会計監査人監査の対象となる国内子会社につきましても新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
4. 重要な在外子会社につきましても当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「社債発行に係るコンフォートレター作成業務」を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、より適切な監査体制の整備が必要であると判断した場合等には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は平成18年5月16日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に関する内部統制基本方針について決議いたしました。その後平成27年3月25日開催の取締役会において、以下のとおり決議いたしました。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書規程等の社内規程に従い、法令上保存を義務づけられている文書、稟議書及び重要な会議録・資料については、適切に保存・管理できる体制を整える。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する基本方針及びリスク管理規程を制定し、全社のリスクを統合管理するリスク管理委員会を設置し、リスクの洗い出しと評価を行い対策を提言する。財務、コンプライアンス（企業倫理）、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては管理責任者を決定し、担当部門がリスク低減に取り組む。不測の事態が発生した場合には、リスク管理規程により対策本部を設置し、社内及び社外の専門家の意見も取り入れ、迅速な対応を行い、損害拡大を防止しこれを最小限に止める。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において取締役毎に業務の「管掌」「担当」を決定し、責任の明確化を図る。「担当」取締役は、担当業務として指定された業務を執行し、「管掌」取締役は、管掌業務として指定された業務について「担当」取締役による業務の執行を監視する。執行役員は取締役から委任された業務を執行する。また、業務分掌規程等に基づき各部門の責任と権限を明確化し、業務が遂行される仕組みを整える。取締役は執行役員会での報告等により業務執行のモニタリングを行い、内部監査部門は業務運営の実態を調査し、その改善を指示する。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

C S R基本方針及び業務行動規程を定め、全ての役員及び社員は事業活動においてはこれを遵守して行動する。コンプライアンス（企業倫理）に関する基本規程を制定し、コンプライアンス委員会を設置し、役員及び社員への徹底を図る。また、公正な取引を推進するために競争法遵守に関する基本規程を別途制定するとともに、代表取締役社長を委員長とする公正取引監察委員会を設置し、遵守状況の監督・指導を行う。内部監査部門は、コンプライアンス（企業倫理）の状況を定期的に監査する。また、相談窓口として社内並びに社外のヘルプラインの周知を図り、その適正な運用を行う。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制
子会社からの週報及び月報等により、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を確保する。また、関係会社管理規程に基づき子会社と経営管理に関する確認書等を締結することにより、取締役会議事録等で子会社の職務執行に関する事項を当社に報告させ、一定の事項については、当社に承認申請を行わせることにより、子会社における当社への報告に関する体制を整える。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
関係会社管理規程に基づき子会社と経営管理に関する確認書等を締結することにより、子会社に対し、当社のリスク管理に関する基本方針を遵守させる。また、全社のリスクを統合管理する当社のリスク管理委員会が、リスクの洗い出しと評価を行い対策を提言し、リスク管理に関する管理部署が当該リスクに関し子会社への指導を行う。不測の事態が発生した場合には、当社のリスク管理規程により対策本部を設置し、損害拡大を防止しこれを最小限に止める。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度毎のグループ全体の重点目標及び予算配分を定める。また、当該重点目標及び予算配分に基づく具体的な職務の執行については、当社は、関係会社管理規程に基づき、当社のグループにおける指揮命令系統を定めるとともに、稟議規程により権限及び意思決定に関する基準を定め、当該基準に基づき当社の決裁を得る体制を整える。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
関係会社管理規程に基づき子会社と経営管理に関する確認書等を締結することにより、当社のCSR基本方針及び業務行動規準を遵守させ、子会社の全ての役員及び社員に対し、これらを周知徹底させる。また、コンプライアンス（企業倫理）に関する基本規程に基づき子会社の管理者を設置し、当該管理者に対し、子会社におけるコンプライアンス徹底に関する施策を実施させる。加えて、独禁法遵守規程に基づき、子会社に競争法遵守に関する指導及び監査を行う。また、相談窓口としてヘルプラインの周知を図り、その適正な運用を行う。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項及び当該監査役設置会社の監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の監査役がその職務を補助すべき監査役補助者を置くことを求めた場合は、当社の使用人の中

から監査役補助者として相応しい能力・経験等を有する者を専任の監査役補助者として任命する。その場合、監査役補助者の当社の取締役からの独立性及び監査役による監査役補助者への指示の実効性を確保するため、監査役補助者の任命、異動、懲戒、評価等に係る事項については、監査役会の同意を得た上で決定する。

- ② 監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
 - イ 監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
取締役会、経営戦略会議及び執行役員会には、監査役が出席する。また、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、内部監査の結果、コンプライアンス（企業倫理）に関する苦情及びヘルプラインの通報の状況については都度報告する。
 - ロ 監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
取締役会、経営戦略会議及び執行役員会への出席、稟議案件の確認、業務監査の実施並びに子会社からの週報及び月報等により、子会社の取締役や使用人又はこれらの報告を受けた者から監査役に対し報告がなされる体制を確保する。
- ③ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
法令や社内規程等に違反する行為について報告等を行ったことに対し不利な取扱いが行われた場合は、ヘルプラインを通じて速やかに是正することにより、監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ④ 監査役設置会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役職務の適正な執行のために生ずる費用や債務については、当社が全額を負担し、その処理については必要に応じて監査役と協議する。
- ⑤ その他監査役設置会社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査役は、監査役会規則に基づき、代表取締役と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見の交換、及び必要な要請を行う。また、内部監査部門及び会計監査人と定期的な会合をもち、監査の効率化を図る。

<内部統制システムの運用状況の概要>

以上の基本方針に基づく、当期における内部統制システムの運用状況の概要は、以下の通りです。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会等の重要な会議録及び稟議書等の重要な文書類については、関係法令や社内規程に従い、適切に保存・管理しております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

半期毎にリスク管理委員会を開催しており、全社のリスクを統合管理しリスクの抽出・分析を行い、重点管理リスクに対して予防・危機対策を講じております。この結果を取締役に報告したほか、グローバルでのリスクを管理するデータベースを構築し、新しいリスクへの対策に取り組んでおり、全社のリスクの統合管理を進めております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役について「管掌」「担当」を、また執行役員について委任する業務をそれぞれ決定し、責任の明確化を図っております。当期は、取締役会18回、また、執行役員会を毎月1回開催し、執行部門の業務執行状況のモニタリングを行いました。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部統制基本方針、リスク管理に関する基本方針、CSR基本方針及び業務行動規準に則り、役員及び従業員に対してコンプライアンス（企業倫理）を徹底させ、コンプライアンスリスクの低減を図るため、コンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、毎回の骨子はその都度取締役会に報告しております。特に、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法（以下、「独禁法等」といいます。）以外のグローバルなコンプライアンスリスクに対し、部門横断的なテーマの企画と推進及びルールの整備や教育・啓発活動を行っております。また、コンプライアンスに関する教育・啓発活動の成果を評価するための意識調査を実施しました。独禁法等の遵守徹底については、半期毎に公正取引監察委員会を開催しており、教育・啓発を目的とした法令遵守の意識強化、定期的な自己監査及び内部監査を中心としたモニタリングの強化等を行いました。この結果を、取締役会に報告しております。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制基本方針に定められている法規範の遵守は、CSR（社会的責任）推進本部がグループ全体で推進しています。同時に、各海外地区総支配人室に設置している内部統制課が、海外での内部統制システム

の運用と強化の役割を担っております。また、業務運営の実態を調査する本社の内部監査部及び各内部統制課は、主要な子会社（17社）に対し内部監査を実施しました。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、経営戦略会議及び執行役員会のほか、内部統制システムを運用する委員会であるリスク管理委員会、コンプライアンス委員会及び公正取引監察委員会に出席し、情報共有を図っております。また、監査役と会計監査人及び内部監査部とは、定期的に情報交換を行っており、内部監査部は、内部監査の結果を都度報告しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは「新しい技術の創造と新商品の開発を通じて国際社会に貢献する（For New Technology Network：新しい技術で世界を結ぶ）」を企業理念とし、法令・規則の遵守、公正・誠実を基本に、独創的技術の創造、顧客満足度の向上、グローバル化の推進を通じて、国際企業にふさわしい企業活動を行うとともに、環境への負荷低減及び資源循環型社会の構築を目指しております。この理念のもとに企業活動を健全に継続し、株主の皆様を始め、お客様、従業員、地域社会の皆様等、あらゆるステークホルダーとの信頼関係の維持に十分に配慮し、長期的な視点に立った企業活動を行うことが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の確保に資すると考えます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方につきましては、当社が上場会社である以上、基本的には当社株式の大規模な買付も自由であり、最終的には上記のような観点から株主の皆様ご自身が判断されるべきものと考えております。しかしながら、当社株式に対する大規模買付行為については、株主の皆様判断の前提となる十分な情報提供が行われるよう適切なルールが定められるべきでありますし、また、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社は、当社の企業価値又は株主共同の利益を守るために、しかるべき対抗措置を取ることができるようにすべきであると考えます。

(2) 上記基本方針にかかる取組みの具体的内容

当社では、多数の株主・投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みを実施しています。

- ① 当社は、本年3月に創業100周年を迎えましたが、次の100年においても当社の企業理念である「新しい技術の創造と新商品の開発を通じて国際社会に貢献する」企業であり続けたいと考えています。

当社グループを取り巻く外部環境として、自動車における電動化や自動運転技術の進展、産業界全般におけるIoTや人工知能（AI）の実用化、ロボット化等、大きな変化が起きています。当社グループは、新しい100年に向けた10年後の長期ビジョンとして、新たな領域に対して既存商品と新商品の双方で価値を提供できる事業構造に変革し、売上高1兆円、営業利益率10%以上、総資産回転率1.0回以上、更に為替変動による利益への影響を現状から半減させることを目指します。

この長期ビジョン達成のため、本年4月から3年間の新たな中期経営計画「DRIVE NTN 100」（DRIVE NTN Transformation for New 100：新しい100年に向けた変革を加速する）に取り組めます。最新デジタル技術と当社グループが培ってきた経営資源を融合させ、「革新的な技術・商品・サービスの開発」、「調達改革」、「生産性と品質の追求」、「資産効率の向上」を図ります。

これらの実現のため次の3つの重要施策を推し進め、事業構造の変革を加速させてまいります。

- 1) 新たな商品・事業の創出と事業化
- 2) 既存の商品・事業の利益率と投資効率の追求
- 3) 事業構造の変革を支える経営体制の構築

- ② 当社は、平成20年2月5日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入を決議し、平成20年6月27日開催の当社第109期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。その後、直近では平成29年6月23日開催の当社第118期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、これを継続しております（以下、継続後の対応方針を「本対応方針」といいます。）。本対応方針は、再来年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで効力を有するものとします。ただし、上記期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で効力を失うものとします。

本対応方針の内容は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為を「大規模買付行為」とし、また当該買付を行う者を「大規模買付者」として、当社取締役会に対して当該大規模買付行為に関する情報提供を要求するものです。

大規模買付者が当社取締役会のあらかじめ定める手続に従わない場合、又は当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損するものであると判断される場合には、当社取締役会は、当該大規模買付者は行使することができないという行使条件を付した新株予約権の無償割当てを実施し当該大規模買付行為による損害を防止することができるものといたします。また、かかる判断にあたっては、当社取締役会は独立した第三者機関である特別委員会の勧告に原則として従うものとします。

なお、本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページ（<http://www.ntn.co.jp/>）に掲載の平成29年4月28日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

(3) 前記(2)の取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる理由

中期経営計画「DRIVE NTN100」を着実に実行し、中長期的にわたる企業価値向上のための活動を継続することにより、当社の企業価値の向上が実現し、株主共同の利益が高まるものと考えます。

また、本対応方針は、大規模買付行為の適否を株主の皆様が判断されるにあたり、十分な情報提供を確保するために定めるものであり、特定の株主又は投資家を優遇し若しくは拒絶するものではありません。また、対抗措置として新株予約権を発行するのは、当該大規模買付行為が当社の企業価値に回復しがたい損害をもたらすものであると判断される場合等、厳重な客観的要件を充足する場合に限定されるとともに、その発行の可否の判断にあたっては、当社取締役会から独立した特別委員会の中立公正な判断に原則として従うこととしており、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。対抗措置として発行する新株予約権及びその行使条件についても、あらかじめその内容について開示を行う等、企業価値向上及び株主共同の利益確保に必要な範囲内の対抗措置であると考えます。

したがって、当社取締役会は、前記(2)の取組みは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでないとともに、役員地位の維持を目的とするものではないと判断いたしております。

(注) 本事業報告中の記載金額は単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (平成30年3月31日現在)	前連結会計年度(ご参考) (平成29年3月31日現在)	科 目	当連結会計年度 (平成30年3月31日現在)	前連結会計年度(ご参考) (平成29年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	460,102	434,929	流動負債	316,511	315,027
現金及び預金	88,683	80,001	支払手形及び買掛金	69,716	59,261
受取手形及び売掛金	143,692	136,847	電子記録債務	64,112	58,131
電子記録債権	5,744	5,494	短期借入金	118,932	133,347
商品及び製品	96,468	97,405	未払法人税等	3,887	3,057
仕掛品	49,478	43,629	役員賞与引当金	176	150
原材料及び貯蔵品	33,791	30,446	関係会社支援損失引当金	—	2,173
繰延税金資産	8,377	8,405	その他	59,686	58,905
短期貸付金	76	94	固定負債	253,780	238,812
その他	34,798	33,480	社債	30,000	20,000
貸倒引当金	△ 1,008	△ 876	長期借入金	171,900	166,822
固定資産	379,949	363,961	製品補償引当金	1,491	400
有形固定資産	288,059	284,611	退職給付に係る負債	40,393	42,148
建物及び構築物	82,981	83,259	その他	9,994	9,441
機械装置及び運搬具	143,246	144,301	負債合計	570,291	553,840
土地	32,656	33,141	(純資産の部)		
建設仮勘定	21,580	16,720	株主資本	249,387	234,641
その他	7,595	7,188	資本金	54,346	54,346
無形固定資産	25,044	15,786	資本剰余金	67,970	66,943
投資その他の資産	66,845	63,563	利益剰余金	127,886	114,158
投資有価証券	59,233	54,386	自己株式	△ 816	△ 807
繰延税金資産	4,129	5,150	その他の包括利益累計額	4,015	△ 5,397
その他	3,719	4,264	その他有価証券評価差額金	16,380	13,507
貸倒引当金	△ 236	△ 237	為替換算調整勘定	△ 4,681	△ 10,005
資産合計	840,051	798,891	退職給付に係る調整累計額	△ 7,683	△ 8,899
			非支配株主持分	16,356	15,806
			純資産合計	269,759	245,050
			負債及び純資産合計	840,051	798,891

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)		前連結会計年度 (ご参考) (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	
売上高		744,372		683,328
売上原価		603,612		555,722
売上総利益		140,760		127,606
販売費及び一般管理費		101,151		91,984
営業利益		39,608		35,622
営業外収益				
受取利息及び配当金	1,698		1,420	
持分法による投資利益	455		212	
過年度関税等戻入益	—		695	
デリバティブ評価益	—		590	
その他	2,261	4,415	2,300	5,218
営業外費用				
支払利息	3,884		4,191	
製品補償費	2,312		1,189	
為替差損	1,642		1,340	
訴訟関連費用	1,491		1,955	
その他	3,443	12,773	2,558	11,236
特別利益		31,250		29,604
特別損失				
仲裁裁定に伴う損失戻入額	—	—	2,147	2,147
独占禁止法関連損失	3,710		12,128	
減損損失	634		4,562	
固定資産売却損	—	4,345	171	16,862
税金等調整前当期純利益		26,905		14,889
法人税、住民税及び事業税	8,055		5,590	
法人税等調整額	△3,438	4,616	4,834	10,425
当期純利益		22,289		4,464
非支配株主に帰属する当期純利益		1,915		1,634
親会社株主に帰属する当期純利益		20,373		2,830

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

連結株主資本等変動計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年4月1日 首残高	54,346	66,943	114,158	△ 807	234,641
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 6,645		△ 6,645
親会社株主に帰属する当期純利益			20,373		20,373
自己株式の取得				△ 9	△ 9
自己株式の処分				0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1,027			1,027
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	1,027	13,728	△ 9	14,746
平成30年3月31日 期末残高	54,346	67,970	127,886	△ 816	249,387

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算調 整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
平成29年4月1日 首残高	13,507	△ 10,005	△ 8,899	△ 5,397	15,806	245,050
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 6,645
親会社株主に帰属する当期純利益						20,373
自己株式の取得						△ 9
自己株式の処分						0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						1,027
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	2,872	5,324	1,216	9,413	549	9,962
連結会計年度中の変動額合計	2,872	5,324	1,216	9,413	549	24,709
平成30年3月31日 期末残高	16,380	△ 4,681	△ 7,683	4,015	16,356	269,759

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨) (ご参考)

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (平成29年 4月 1日から 平成30年 3月31日まで)	前連結会計年度 (平成28年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー	61,799	62,387
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 48,358	△ 41,218
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,520	△ 8,218
現金及び現金同等物に係る換算差額	884	△ 977
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	6,803	11,973
現金及び現金同等物の期首残高	79,284	67,310
現金及び現金同等物の期末残高	86,087	79,284

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
連結子会社の数…………… 63社
主要な連結子会社の名称
株式会社NTN金剛製作所、NTN BEARING CORP. OF AMERICA、NTN-SNR ROULEMENTS
- ② 主要な非連結子会社の名称等
主要な非連結子会社の名称
光精軌工業株式会社、株式会社NTN多度製作所
連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産合計額、売上高合計額及び当期純損益のうち持分に見合う額の合計額、利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称
持分法を適用した関連会社の数…………… 9社
主要な会社等の名称
東培工業股份有限公司、台惟工業股份有限公司
- ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等
主要な会社等の名称
(非連結子会社)
光精軌工業株式会社、株式会社NTN多度製作所
(関連会社)
NTN-CBC (AUSTRALIA) PTY LTD.、太倉置田鍛圧有限公司
持分法を適用しない理由
持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、いずれも連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法
評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
時価のないもの……………移動平均法による原価法
 - ロ. デリバティブ
時価法
 - ハ. たな卸資産
主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び国内連結子会社……………定 額 法
在外連結子会社……………主として定額法

- . 無形固定資産(リース資産を除く)…定額法
 なお、自社利用のソフトウェアについては、主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒経験率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- . 役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. 製品補償引当金……………当社グループの製品において、今後必要と見込まれる補償費用の支出に備えるため、その発生予測に基づいて算定した金額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- イ. ヘッジ会計の方法
 ヘッジ取引の会計処理としては、繰延ヘッジを採用しております。振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。また、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっております。ヘッジ手段としては為替予約、金利スワップ、金利通貨スワップを使用し、外貨建取引及び外貨建借入金の為替相場変動によるリスクと変動金利の借入金の金利変動によるリスクの回避を目的に行っております。
- . 退職給付に係る負債の計上基準
 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
 過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。
 数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
 未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
 なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ハ. 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。
- 二. 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「関係会社支援損失引当金繰入額」は独立掲記しておりましたが、金額的重要性により、当連結会計年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 767,523百万円
- (2) 国庫補助金等受入
国庫補助金等の受入による圧縮記帳額は、建物及び構築物372百万円、機械装置及び運搬具117百万円、土地798百万円、その他1百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。
- (3) 偶発債務等
(訴訟等)
- ① 当社は、平成24年6月、ベアリング（軸受）の国内取引に関して、独占禁止法違反の容疑で、当社元役員とともに東京地方検察庁より起訴され、平成25年3月には、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令（7,231百万円）を受けました。これらの前提となる事実認定は、当社の認識とは異なっていましたので、同年4月、両命令を不服として審判請求を行い、同年9月に審判手続が開始されました。刑事裁判においては、平成29年12月に最高裁判所が当社の上告を棄却する旨の決定を行ったため、平成27年2月に東京地方裁判所より宣告された有罪判決が確定しました。また、上記最高裁判所の決定を受け、当社は平成29年12月に公正取引委員会の排除措置命令に関する審判請求を取り下げました。課徴金納付命令については、独占禁止法違反の有無に関する主張を撤回する一方、審判手続を継続し、課徴金の算定根拠について引き続き当社の主張を行っています。
海外におきましては、平成29年6月、韓国の連結子会社は韓国市場における自動車用ベアリング（軸受）の一部取引に関して、韓国公正取引委員会より無罪として審査手続を完了した旨の通知を受領しました。一方、ブラジル等の連結子会社においては、当局の調査等を受けております。
- ② 当社並びに当社の米国及びカナダ等の連結子会社は、他の事業者と共同してベアリング（軸受）の販売価格の引上げを決定したとして、米国及びカナダにおいて複数の民事訴訟（クラスアクション）の提起を受けております。
- ③ 平成28年2月に当社を含む軸受メーカー8社は、英国競争審判所においてPeugeot S.A.及び同社のグループ会社計19社（以下、「原告等」）より損害賠償額5億780万ユーロ（暫定額）を連帯して支払うよう求める訴訟の提起を受けましたが、平成30年4月、原告等は当社に対する訴訟を取り下げました。
- ④ 当社グループは、上記と同様の訴訟等を今後提起される可能性があり、これらの請求に対して適切に対処してまいります。また、上記訴訟等の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。現時点ではその影響を合理的に見積ることは困難であり、当社グループの経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではありません。

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

給料及び手当	35,580百万円
運搬費	15,602百万円
研究開発費	12,459百万円
賃借料	3,347百万円
退職給付費用	2,019百万円

(2) 独占禁止法関連損失

当社は、各国当局による独占禁止法違反に関する調査等に関連して、一部顧客と損害賠償に関する協議を行ってまいりましたが、交渉の長期化が当社の事業に与える影響等を総合的に勘案した結果、早期に友好的に解決することが両当事者の総合的利益に適うと判断し、和解金を支払うことを決定いたしました。当該和解等に伴い、当連結会計年度において3,710百万円を独占禁止法関連損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失

当社グループは、製造用資産については管理会計上の事業区分に基づく工場等をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社及び営業用資産については共用資産としてグルーピングし、今後使用見込の無い資産については個別資産ごとにグルーピングしております。

下表の資産は現時点において、将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度において、その減少額634百万円を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しており、売却や他の転用が困難な資産については0としております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
日本	製造設備他	機械装置及び運搬具	14
		土地	447
		建設仮勘定	64
	福利厚生施設	建物及び構築物 有形固定資産(その他)	107 0
合計			634

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式…………… 532,463,527株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,658	5.0	平成29年3月31日	平成29年6月26日
平成29年10月31日 取締役会	普通株式	3,987	7.5	平成29年9月30日	平成29年12月4日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,987	利益剰余金	7.5	平成30年3月31日	平成30年6月27日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な運転資金を銀行借入により、長期的な設備投資、投融資資金等を銀行借入及び社債発行等により調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

営業債権に係る顧客の信用リスクは、債権管理に関する社内規程等に従ってリスク低減を図っております。

当社グループにはデリバティブ業務に関する取引限度額及び報告義務等を定めたデリバティブ取引管理要領があり、この要領に基づいてデリバティブ取引が行われております。デリバティブ取引は、外貨建債権・債務に係る将来の為替相場変動によるリスクの回避と社債及び借入金に係る将来の金利変動によるリスクの軽減を目的に、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利オプション取引及び金利スワップ取引を利用する方針を採っており、当連結会計年度に利用したデリバティブ取引は、為替予約取引、金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引であります。なお、投機を目的としたデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 ^(*)	時価 ^(*)	差額
(1)現金及び預金	88,683	88,683	－
(2)受取手形及び売掛金	143,692	143,692	－
(3)電子記録債権	5,744	5,744	－
(4)有価証券及び投資有価証券	40,209	40,213	3
(5)短期貸付金	76	76	－
(6)支払手形及び買掛金	(69,716)	(69,716)	－
(7)電子記録債務	(64,112)	(64,112)	－
(8)短期借入金	(118,932)	(118,932)	－
(9)未払法人税等	(3,887)	(3,887)	－
(10)社債	(30,000)	(30,117)	(117)
(11)長期借入金	(171,900)	(171,962)	(62)
(12)デリバティブ取引	636	636	－

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権、並びに(5)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所等の価格によっております。

(6)支払手形及び買掛金、(7)電子記録債務、(8)短期借入金、並びに(9)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10)社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(11)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理、または金利通貨スワップの一体処理（特例処理・振当処理）の対象とされており（下記(12)参照）、当該金利スワップ、及び金利通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(12)デリバティブ取引

当該時価は取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

また、金利スワップの特例処理、及び金利通貨スワップの一体処理（特例処理・振当処理）によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(11)参照）。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	
関係会社株式	18,734
その他	288

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額…………… | 477円17銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益…………… | 38円36銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 (平成30年3月31日現在)	前事業年度(ご参考) (平成29年3月31日現在)	科 目	当事業年度 (平成30年3月31日現在)	前事業年度(ご参考) (平成29年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	226,699	221,692	流動負債	229,675	235,935
現金及び預金	29,170	35,935	支払手形	291	361
受取手形	6,823	6,968	電子記録債務	74,831	71,330
電子記録債権	4,974	5,343	買掛金	33,010	29,294
売掛金	76,897	74,052	短期借入金	70,678	86,051
商品及び製品	24,371	23,992	リース債務	171	235
仕掛品	16,229	14,219	未払費用	16,827	21,389
原材料及び貯蔵品	2,906	3,064	未払法人税等	738	563
未収入金	49,046	45,965	預り金	30,009	25,583
繰延税金資産	2,321	2,266	役員賞与引当金	110	90
短期貸付金	17,760	9,233	その他	3,007	1,034
その他の他	579	650	固定負債	184,430	161,002
貸倒引当金	△ 4,381	-	社債	30,000	20,000
固定資産	363,001	347,207	長期借入金	128,900	116,000
有形固定資産	71,098	69,324	リース債務	2,012	2,120
建物	18,882	18,995	退職給付引当金	21,405	20,520
構築物	1,373	1,448	製品補償引当金	1,053	400
機械及び装置	23,028	21,907	その他	1,059	1,960
車両運搬具	331	395	負債合計	414,106	396,938
工具、器具及び備品	2,103	2,024	(純資産の部)		
土地	22,914	23,362	株主資本	159,213	158,454
建設仮勘定	2,463	1,190	資本金	54,346	54,346
無形固定資産	20,099	10,682	資本剰余金	67,369	67,369
特許権	52	52	資本準備金	67,369	67,369
借地権	272	272	利益剰余金	38,313	37,545
ソフトウェア	3,825	2,932	利益準備金	8,639	8,639
ソフトウェア仮勘定	15,895	7,370	その他利益剰余金	29,674	28,905
その他	53	54	買換資産圧縮積立金	2,675	2,777
投資その他の資産	271,803	267,200	繰越利益剰余金	26,999	26,128
投資有価証券	40,497	36,393	自己株式	△ 816	△ 807
関係会社株式	198,164	195,968	評価・換算差額等	16,380	13,507
関係会社出資金	17,289	17,262	その他有価証券評価差額金	16,380	13,507
長期貸付金	14,333	20,946	純資産合計	175,593	171,961
繰延税金資産	76	481	負債及び純資産合計	589,700	568,900
その他	1,487	1,635			
貸倒引当金	△ 45	△ 5,488			
資産合計	589,700	568,900			

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)		前事業年度 (ご参考) (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	
売上高		342,446		318,561
売上原価		297,589		282,366
売上総利益		44,857		36,194
販売費及び一般管理費		47,487		43,876
営業損失(△)		△2,630		△7,681
営業外収益				
受取利息及び配当金	11,631		7,615	
その他の	4,747	16,379	3,307	10,923
営業外費用				
支払利息	1,415		1,571	
その他の	4,367	5,783	4,192	5,763
経常利益又は経常損失(△)		7,965		△2,522
特別利益				
仲裁裁定に伴う損失戻入額	—	—	680	680
特別損失				
独占禁止法関連損失	1,964		6,134	
減損損失	634		555	
固定資産売却損	—	2,599	171	6,861
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		5,366		△8,703
法人税、住民税及び事業税	△1,167		△2,198	
法人税等調整額	△880	△2,047	1,432	△766
当期純利益又は当期純損失(△)		7,413		△7,936

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

株主資本等変動計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 準 備	本 金	資 剰 余 金 合 計	利 準 備	益 金	その他利益剰余金
						買換資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金
平成29年4月1日期首残高	54,346	67,369	67,369	8,639	2,777	26,128	
当事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△6,645
買換資産圧縮積立金の取崩し					△ 102	102	
当期純利益							7,413
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額（純額）							
当事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△ 102	870	
平成30年3月31日期末残高	54,346	67,369	67,369	8,639	2,675	26,999	

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	利 益 剰 余 金 合 計					
平成29年4月1日期首残高	37,545	△ 807	158,454	13,507	13,507	171,961
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△ 6,645		△ 6,645			△ 6,645
買換資産圧縮積立金の取崩し	-		-			-
当期純利益	7,413		7,413			7,413
自己株式の取得		△ 9	△ 9			△ 9
自己株式の処分		0	0			0
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額（純額）				2,872	2,872	2,872
当事業年度中の変動額合計	768	△ 9	759	2,872	2,872	3,632
平成30年3月31日期末残高	38,313	△ 816	159,213	16,380	16,380	175,593

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法…時 価 法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法…総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…定 額 法

無形固定資産（リース資産を除く）…定 額 法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒経験率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

製品補償引当金……………当社の製品において、今後必要と見込まれる補償費用の支出に備えるため、その発生予測に基づいて算定した金額を計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法……………ヘッジ取引の会計処理としては、繰延ヘッジを採用しております。振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。また、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっております。ヘッジ手段としては為替予約、金利スワップ、金利通貨スワップを使用し、外貨建取引、外貨建貸付金及び外貨建借入金の為替相場変動によるリスクと変動金利の借入金の金利変動によるリスクの回避を目的に行っております。

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額… 322,323百万円

(2) 国庫補助金等受入

過年度の国庫補助金等の受入による圧縮記帳額は、建物236百万円、機械及び装置46百万円、土地771百万円、その他15百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

(3) 偶発債務等

① 保証予約等

関係会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証予約等を行っております。

NTN MANUFACTURING DE MEXICO, S.A.DE C.V. 2,207百万円

その他 235百万円

合 計 2,443百万円

② 訴訟等

イ. 当社は、平成24年6月、ベアリング（軸受）の国内取引に関して、独占禁止法違反の容疑で、当社元役員とともに東京地方検察庁より起訴され、平成25年3月には、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令（7,231百万円）を受けました。これらの前提となる事実認定は、当社の認識とは異なっていましたので、同年4月、両命令を不服として審判請求を行い、同年9月に審判手続が開始されました。刑事裁判においては、平成29年12月に最高裁判所が当社の上告を棄却する旨の決定を行ったため、平成27年2月に東京地方裁判所より宣告された有罪判決が確定しました。また、上記最高裁判所の決定を受け、当社は平成29年12月に公正取引委員会の排除措置命令に関する審判請求を取り下げました。課徴金納付命令については、独占禁止法違反の有無に関する主張を撤回する一方、審判手続を継続し、課徴金の算定根拠について引き続き当社の主張を行っております。

ロ. 当社は、他の事業者と共同してベアリング（軸受）の販売価格の引上げを決定したとして、米国及びカナダにおいて複数の民事訴訟（クラスアクション）の提起を受けております。

ハ. 平成28年2月に当社を含む軸受メーカー8社は、英国競争審判所においてPeugeot S.A.及び同社のグループ会社計19社（以下、「原告等」）より損害賠償額5億780万ユーロ（暫定額）を連帯して支払うよう求める訴訟の提起を受けましたが、平成30年4月、原告等は当社に対する訴訟を取り下げました。

二. 当社は、上記と同様の訴訟等を今後提起される可能性があり、これらの請求に対して適切に対処してまいります。また、上記訴訟等の結果によっては当社の業績に影響を与える可能性があります。現時点ではその影響を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではありません。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金 銭 債 権…………… 107,436百万円

金 銭 債 務…………… 56,186百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売 上 高	146,150百万円
仕 入 高	147,711百万円
営業取引以外の取引高	15,067百万円

(2) 独占禁止法関連損失

当社は、各国当局による独占禁止法違反に関する調査等に関連して、一部顧客と損害賠償に関する協議を行ってまいりましたが、交渉の長期化が当社の事業に与える影響等を総合的に勘案した結果、早期に友好的に解決することが両当事者の総合的利益に適うと判断し、和解金を支払うことを決定いたしました。
当該和解等に伴い、当事業年度において当社に帰属する1,964百万円を独占禁止法関連損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失

当社は、製造用資産については管理会計上の事業区分に基づく工場等をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社及び営業用資産については共用資産としてグルーピングし、今後使用見込の無い資産については個別資産ごとにグルーピングしております。

下表の資産は現時点において、将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度において、その減少額634百万円を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しており、売却や他の転用が困難な資産については0としております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
岡山県	福利厚生施設	建物、構築物等	107
静岡県	製造設備	機械及び装置、建設仮勘定	70
三重県	製造設備	機械及び装置	9
石川県	事業用資産	土地	248
三重県	遊休資産	土地	199
合計			634

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の数……………普通株式1,405,959株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(百万円)

【流動の部】

(繰延税金資産)

未払費用等	2,549	
貸倒引当金	1,313	
その他	190	
小計	<u>4,053</u>	
評価性引当額	<u>△1,689</u>	<u>2,363</u>
(繰延税金負債)		
買換資産圧縮積立金	<u>42</u>	<u>42</u>
繰延税金資産の純額		<u>2,321</u>

【固定の部】

(繰延税金資産)

退職給付引当金	9,184	
関係会社株式評価損	5,237	
関係会社出資金評価損	3,287	
投資有価証券評価損	897	
繰越欠損金	745	
減損損失	729	
製品補償引当金	316	
その他	552	
小計	<u>20,951</u>	
評価性引当額	<u>△12,751</u>	<u>8,199</u>
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	7,020	
買換資産圧縮積立金	<u>1,103</u>	<u>8,123</u>
繰延税金資産の純額		<u>76</u>

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	NTN do Brasil Produção de Semi-Eixos Ltda.	所有 直接93.52% 間接 6.48%	NTN do Brasil Produção de Semi-Eixos Ltda. への資金援助、 役員の派遣	資金の貸付 (注1)	2,758	短期貸付金	6,792
子会社	NTN TRANSMISSIONS EUROPE	所有 直接100%	NTN TRANSMISSIONS EUROPE への資金援助、 役員の派遣	資金の貸付 (注1)	1,066	短期貸付金	5,988
子会社	株式会社 NTN金剛製作所	所有 直接100%	株式会社 NTN金剛製作所 の製品の仕入、 役員の派遣	資金の預り (注2)	500	預り金	9,000
子会社	株式会社 NTN三雲製作所	所有 直接100%	株式会社 NTN三雲製作所 の製品の仕入、 役員の派遣	資金の預り (注2)	1,310	預り金	7,800

取引条件及び取引条件決定方針等

(注) 1. 資金の貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

2. 資金の預りは、NTNグループ内の資金集中管理によるもので、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額…………… 330円65銭
(2) 1株当たり当期純利益…………… 13円96銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は、平成29年12月22日開催の取締役会の決議に基づき、連結子会社であるNTN do Brasil Produção de Semi-Eixos Ltda.に対して貸付金の現物出資による出資金の取得（デット・エクイティ・スワップ）を実施することを決議し、平成30年5月9日に出資金を取得いたしました。

- (1) 本結合当事企業の名称及びその事業の内容
企業の名称：NTN do Brasil Produção de Semi-Eixos Ltda.
事業の内容：等速ジョイント製造及び販売
- (2) 本企業結合日
平成30年5月9日
- (3) 本企業結合の法的形式
貸付金の現物出資による出資金の取得（デット・エクイティ・スワップ）
- (4) 本結合後企業の名称
変更ありません。
- (5) その他取引の概要
同社の財務体質の強化を目的とした、同社の増資をデット・エクイティ・スワップによる方法で引き受けております。
- (6) 会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行います。
- (7) 子会社出資金の追加取得に関する事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳		平成30年5月9日
取得の対価	現物出資の対象となる債権の額面総額	4,130百万円
	現物出資の対象となる債権に対する貸倒引当金	未定
取得原価		—

- (8) 本結合後の状況
本結合による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

9. その他の注記

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(追加情報)

(子会社の吸収合併)

当社は、平成30年3月23日開催の取締役会において、当社100%出資の連結子会社である株式会社NTN金剛製作所、株式会社NTN三雲製作所及びNTN精密樹脂株式会社の3社（以下、当該連結子会社という）を吸収合併することを決議いたしました。

(1) 本合併の日程

取締役会決議日 平成30年3月23日
合併契約締結日 平成30年3月23日
合併の効力発生日 平成30年10月1日（予定）

※ 本合併は、当社においては会社法796条第2項に基づく簡易合併であり、当該連結子会社においては会社法784条第1項に定める略式合併であるため、いずれも合併契約承認に関する株主総会は開催いたしません。

(2) 本合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、当該連結子会社は解散いたします。

(3) 本合併に係る割当ての内容

当社は、当該連結子会社の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際して株式その他金銭等の割当てはありません。

(4) 本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本取引の目的を含む取引の概要

当社グループにおける経営の効率化や経営資源の有効活用を図るとともに、意思決定の迅速化を目的としております。

(6) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行います。

これに伴い、翌事業年度において抱合せ株式消滅差益（金額未定）を計上する予定です。

(7) 本合併後の状況

本合併による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

NTN株式会社
取締役会 御中

平成30年5月14日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本操司 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 徳野大二 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NTN株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NTN株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

N T N 株式会社
取締役会 御中

平成 30 年 5 月 14 日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 操 司 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 徳 野 大 二 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NTN株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき協議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針・監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針・監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、主要な子会社の往査を実施し、事業の報告を受けるほか、経営及び管理の状況等を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

なお、監査役会は、当社及び当社グループ会社が国内外の競争法を含む法令・規則遵守のための体制強化に継続して取組んでいることを確認しており、今後ともコンプライアンスの徹底と内部統制システム全般の運用強化が図れるよう、監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 5 月 15 日

N T N 株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 川 原 廣 治 ㊟

常勤監査役 井 山 雄 介 ㊟

監 査 役（社外監査役） 加護野 忠 男 ㊟

監 査 役（社外監査役） 川 上 良 ㊟

以 上

01 世界初※インホイールモータの実用化に向けて

中国FSAT社と技術ライセンス契約を締結 ※乗用車として

NTNは、インホイールモータ駆動システムと車両運動制御技術(i²-Drive System)を開発し、中国の自動車設計・製造メーカ「長春富晟汽車創新技術有限公司」(FSAT社)とのライセンス契約を本年4月に締結しました。FSAT社はNTNが開発したインホイールモータ駆動システムを搭載する軽量化新エネルギー車の量産を2019年に開始し、2023年には年間30万台の量産を予定しています。NTNはインホイールモータ技術の中国市場及びグローバル展開で低炭素社会の実現に貢献してまいります。

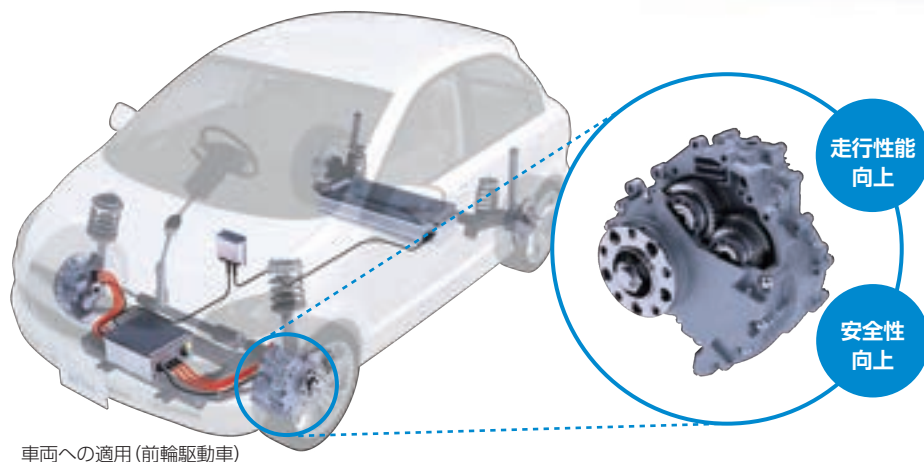
インホイールモータ駆動システム

車両走行用モータをホイール内に配置するEVの駆動システム。

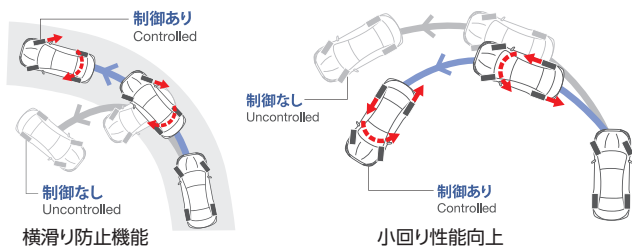
既存のサスペンションレイアウトに搭載可能で、コンパクト・軽量を特長としています。

ポイント

- ホイール内へのモータ配置によりスペースの有効活用が可能
- 既存の足回りに簡単に搭載可能



i²-Drive Systemとは?



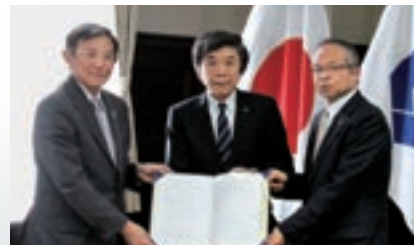
左右の車輪を個別にコントロールする高度な車両制御技術。走行・旋回性能の向上に加え、安全性能の向上に貢献します。

ポイント

- 急なハンドル操作でも車体が安定
- 左右輪の独立制御でスムーズなコーナリング

02 「和歌山製作所(仮称)」の新設

NTNは、和歌山県橋本市にラジアルベアリングの生産を行う「和歌山製作所(仮称)」を新設し、低摩擦や長寿命などの高付加価値のベアリングの生産を行います。和歌山製作所に生産性や稼働率の向上を目的とした新設備・システムの導入を行い、スマートファクトリ化を進めるとともに、国内外の拠点にも展開し事業強化を図ってまいります。



和歌山県庁で行われた進出協定の調印式にて
(左から)和歌山県 仁坂知事、NTN 大久保代表取締役社長
橋本市 平木市長



完成予想図

拠点概要

所在地:和歌山県橋本市
事業内容:ラジアルベアリング
ベアリングユニット等の製造
敷地面積:約 109,100㎡
延床面積:約 60,100㎡
従業員数:約 350名(2019年度予定)
計画:2018年7月着工
2019年6月量産開始予定

背景

- 自動車市場における油圧制御の電動化やEVシフトの進展
- 産業機械市場における建設機械やロボット向けなど需要の回復

製作所新設の狙い

- ラジアルベアリングの国内生産体制の再編
- 高付加価値商品の生産集約
- IoT・AIシステムによる工程の最適化・自動化
- 生産リードタイム短縮(1/3 従来比)など

ラジアルベアリングとは?



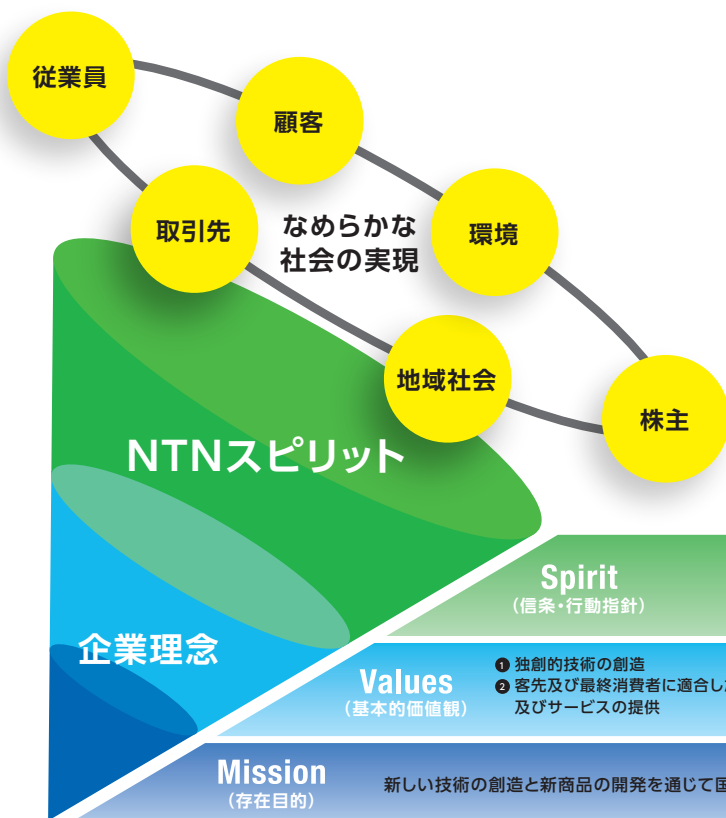
ラジアルベアリングは、軸に対して垂直方向にかかる荷重を受けるタイプのベアリングで、ボールベアリングが代表的です。

ラジアルベアリングは、モータなどの回転軸を支える部位に使用され、回転する際の摩擦を減らすことで、軸のなめらかな回転と、エネルギーの損失の低減に貢献しています。和歌山製作所では、ULTAGEシリーズをはじめ、究極の回転性能や長寿命を実現する特殊品(高付加価値商品)を生産することで、お客さまのニーズにきめ細かく対応していきます。

03 新たな企業理念体系と「NTNスピリット」の制定

NTNは、長期ビジョンに掲げる「世界中の従業員に企業理念が浸透し、自ら考え、自ら行動する企業」の実現に向けて、新たな企業理念体系、ならびに企業理念行動指針「NTNスピリット」を制定いたしました。

「NTNスピリット」を自らの業務の拠り所とし、これまで以上に企業理念である「新しい技術の創造と新商品の開発を通じて国際社会に貢献する」を日々の業務で実践し、なめらかな社会の実現に貢献してまいります。



NTNスピリット 3つの信条・9つの行動指針



開拓者精神で挑戦することで、芽が出て

- 現状に満足することなく、熱意をもって挑戦します。
- 現地・現物を重視し、あらゆる変化に素早く対応します。

【挑戦】

- 自ら考え、自ら行動し、成長し続けます。



共存共栄精神で協働することで、葉が育ち

- お互いの違いを受け入れ、尊重し合います。
- すべての仲間と助け合い、誠実に仕事をします。
- 自然環境を大切にし、地域社会と共生し続けます。

【協働】



私たちの約束を果たすことで、花や実をつける

- 安全を第一に、最高の品質を目指して仕事の「質」を高めます。
- お客様に満足を超えた感動をお届けする最強のパートナーになります。
- 仕事を通じて、世界中の人々のより良い生活を支え続けます。

【約束】

信条

【挑戦】開拓者精神で挑戦することで、芽が出て
【協働】共存共栄精神で協働することで、葉が育ち
【約束】私たちの約束を果たすことで、花や実をつける

行動指針

3つの信条を具体的な・日常的な意識や行動として定めたもの

Values
(基本的価値観)

- ① 独創的技術の創造
- ② 客先及び最終消費者に適合した付加価値技術及びサービスの提供

- ③ 着実な業績の伸長の下での社員の生活向上、株主への利益還元、社会への貢献
- ④ グローバリゼーションの推進と国際企業にふさわしい経営・企業形態の形成

Mission
(存在目的)

新しい技術の創造と新商品の開発を通じて国際社会に貢献する

創業者の精神

DNA
(原点)

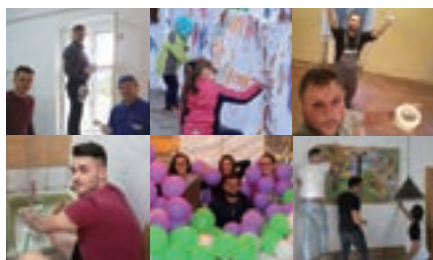
開拓者精神

共存共栄精神

04 世界中に広がるNTNの取組み



NTNグループは、CSR基本方針で「良き企業市民として、地域社会との交流や社会貢献活動に積極的に取り組む」ことを定めています。事業活動を推進する中で、さまざまなステークホルダーとの信頼関係をより強いものにするため、長期的な価値創造を見据えた取組みを、世界各地で積極的に行っています。



児童福祉施設のリノベーション

ルーマニア



ベアキッズらんど桑名(企業内保育所)の開園
(2018年4月 国内2か所目)

日本



池の清掃活動

アメリカ



児童福祉施設へ訪問

シンガポール



マングローブの植樹

タイ



ペットボトルキャップの収集

メキシコ

SDGsを意識した社会課題への対応

NTNは、国連グローバル・コンパクトに2015年に署名し、真のグローバル企業として国際社会に信頼される企業を目指しています。また、2016年1月に発効した「持続可能な開発目標(SDGs)」の17目標と169のターゲットを意識した事業活動に取り組んでまいります。



世界を なめらかに する仕事。

NTN®

■株主メモ (ご参考)

- 事業年度 毎年4月1日～翌年3月31日
- 定時株主総会 事業年度終了後3か月内
- 基準日 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とします。その他必要あるときは、あらかじめ公告して、基準日を定めます。
- 剰余金の配当
受領株主確定日 3月31日
- 中間配当
受領株主確定日 9月30日
- 公告方法 電子公告
ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。
公告掲載の場合のホームページアドレス
《<http://www.ntn.co.jp>》
- 株主名簿管理人 〒100-8212
特別口座の
口座管理機関 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

- 同連絡先 〒541-8502
大阪市中央区伏見町3丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電話 (通話料無料) 0120-094-777

- ご注意
 - 1.株様の住所変更、買取・買増請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
 - 2.特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、左記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国本支店でもお取次ぎいたします。
 - 3.未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。